



広報

ところざわ 情報館

11.20 No.950

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

高校 入学準備金 貸付制度のご案内 大学

市では、高等学校・高等専門学校・大学等に入学する学生の保護者で入学に要する費用の支出が困難な方に対して、入学に伴う準備金の貸し付けを行っています。どうぞご利用ください。

対象 保護者およびその保証人。なお、それぞれ次の要件を満たしていることが必要です。

- 保護者
 - ①市内に2年以上引き続き居住している方
 - ②市税の滞納がない方または非課税対象者で返済能力がある方

- 保証人
 - ①市内に2年以上引き続き居住している方
 - ②市税の滞納がない方で独立の生計を営む20歳以上の方
- ◎借受人は、他の借受人の保証人にはなれません。

◆貸付限度額

学校の種類	貸付金額
高等学校・高等専門学校（国立・公立）	10万円以内
高等学校・高等専門学校（私立）	30万円以内
大学等	40万円以内

返済期間 6か月据え置き後、3年間以内で返済

申請期限 平成15年1月31日(金)

【提出書類】

- ①入学準備金借入申込書
 - ②卒業（見込み）証明書1通（高等学校入学の場合は不要）
 - ③収入のある家族全員の所得を証明するもの（平成13年分給与所得の源泉徴収票・平成13年分所得税確定申告書の控え、平成14年度住民税課税証明書等）
 - ④承諾書（教育委員会が申請者および保証人の市税納付状況を確認することに対する承諾）
- ◎入学準備金借入申込書・承諾書は、市役所6階・教育委員会教育総務課にあります。

【留意事項】

- 借入れには保証人が必要です。
- 希望される方は試験の可否にかかわらずあらかじめ申請をしてください。
- 基金に限りがありますので、希望者が多数の場合、収入の多いご家庭はご遠慮願うことがあります。

申し込み・問い合わせ 市役所6階・教育委員会教育総務課 ☎998-9232

■別表：修学資金貸付限度額（月額） 平成14年4月1日から適用（単位：円）

学校等種別	学年別	貸付限度額（月額）					償還期間
		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国立	自宅	18,000	18,000	17,000		原則として 貸付期間の 2倍
		自宅外	23,000	23,000	22,000		
	私立	自宅	30,000	30,000	29,000		
		自宅外	35,000	35,000	34,000		
高等専門 学校	国立	自宅	21,000	21,000	20,000	41,000	原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外	22,500	22,500	21,500	47,000	
	私立	自宅	32,000	32,000	31,000	49,000	
		自宅外	35,000	35,000	34,000	56,000	
短期大学 専修学校 専門課程	国立	自宅	42,000	42,000			原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外	48,000	48,000			
	私立	自宅	50,000	50,000			
		自宅外	57,000	57,000			
大 学	国立	自宅	42,000	42,000	41,000	41,000	原則として 貸付期間の 2.5倍
		自宅外	48,000	48,000	47,000	47,000	
	私立	自宅	51,000	51,000	50,000	50,000	
		自宅外	61,000	61,000	60,000	60,000	
専修学校 (一般課程)			29,000	29,000			原則として 貸付期間の2倍

◎修学に必要な経費が上記の金額を超える場合は、上記の金額の1.5倍を限度として利用することができます。また、日本育英会からの学資貸与を受ける場合には、原則として貸し付けはできません。

母子・寡婦福祉資金 貸付制度をご利用ください

母子・寡婦福祉資金は、母子家庭や寡婦の方の経済的自立を図るために必要な資金を貸し付ける制度です。

【対象】

- 母子家庭の母（所得制限あり）で、20歳未満のお子さんを扶養していて、次のいずれかの要件に該当する方
- ①配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
- ②配偶者の生死が不明または配偶者から6か月以上遺棄されている方
- ③配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
- ④配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方
- ⑤配偶者が法令により拘禁されているため、扶養を受けることができない方
- ⑥婚姻によらないで母となり、現に結婚していない方
- 父母のいない20歳未満の児童
- 寡婦（所得制限あり）で、かつて母子家庭の母であった方
- 40歳以上の配偶者のない方で、母子家庭の母および寡婦以外の女性（所得制限あり）

■所得制限対象者

- I. 母子家庭の母、現に子を扶養している寡婦：前年の所得（毎年1月1日～5月31日に申請する場合は前々年の所得）が、扶養親族等の人数に応じた限度額未満の方

【限度額（人数は扶養親族数）】

- 1人……………4,980,000円
 - 2人……………5,360,000円
 - 3人……………5,740,000円
 - 4人……………6,120,000円
 - 5人……………6,500,000円
- II. I以外の方：前年の所得額が2,000,000円以下の方
- ◎金額は平成14年5月現在です。
- 必要書類 申請書、戸籍謄本、所得証明書、住民税納税証明書、連帯保証人の所得証明書
- ◎その他、資金の種類により、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等が必要で
- 申請先・問い合わせ 市役所1階・ことば家庭課（☎998-9124）

■母子・寡婦福祉資金貸付制度一覧

平成14年8月1日から適用

資金種類	内容	対象	貸付限度額
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備費および機械・什（じゅう）器等を購入するための資金	母 寡婦	2,830,000円
事業継続資金	現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	母 寡婦	1,420,000円
修学資金	お子さんが高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	児童	左記別表をご覧ください
技能習得資金	自ら事業を開始または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	母 寡婦	月額50,000円 数か月分をあわせて借り受ける場合（12月分相当額）……………600,000円 自動車運転免許を取得する場合……………450,000円
修業資金	お子さんが、事業の開始または就職するために必要な知識等を習得するための資金	児童	月額50,000円 高校在学中に就職のため、自動車免許を取得することが必要な場合……………450,000円
就職支度資金	就職に際して必要な被服等を購入するための資金	母 児童 寡婦	通常の場合……………100,000円 自動車を購入する場合……………320,000円
医療介護資金	【医療分】医療費の自己負担分、通院に要する交通費等（治療期間1年以内） 【介護分】介護を受けるために必要な資金（介護期間1年以内）	母 児童 寡婦	【医療分】 通常の場合……………270,000円 所得税が非課税の場合……………450,000円 【介護分】 ……………500,000円
生活資金	技能習得資金、医療介護資金を借り受けている間、母子家庭になって7年未満の母または失業期間中離職をして1年を超えない範囲の生活を安定・維持するために必要な資金	母 寡婦	月額103,000円（ただし、母子家庭となって7年未満の母については、総額2,400,000円以内） 生活中心者でない場合の母子……………月額69,000円 現に扶養する子のいない寡婦等……………月額69,000円
住宅資金	住宅を建設、購入、保全、改築、増築するために必要な資金	母 寡婦	通常の場合……………1,500,000円 災害等により住宅が全壊した場合……………2,000,000円
転宅資金	住宅の移転に際して必要な資金、運送費等の資金	母 寡婦	260,000円
就学支度資金	お子さんの入学または修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等	児童	●小学校（所得税非課税の方）……………39,500円 ●中学校（所得税非課税の方）……………46,100円 【高等学校、高等専門学校等】 ◆国立……………75,000円 ◆私立……………240,000円 【大学、短期大学等】 ◆国立自宅通学……………370,000円 ◆国立自宅外通学……………380,000円 ◆私立自宅通学……………380,000円 ◆私立自宅外通学……………390,000円
結婚資金	お子さんの結婚に必要な資金	母 寡婦	300,000円
特例児童扶養資金	児童扶養手当制度の改正により、受給内容や条件等が変わる母子家庭のお子さんの養育に必要な資金	母	平成14年7月に受給していた児童扶養手当の額（第2子以降の加算を除く）から、引き続き8月以降に受給する児童扶養手当が減額となった場合の差額